

フリートーク⑬



「【お薬手帳】使ってますか？ ～【健康管理手帳】としての活用～」

嬉野市嬉野町 朝 長 道 生
(医療法人 朝長医院)

地元の国立嬉野病院を辞してから15年、父弘道と共に嬉野町の温泉街で小さな内科医院を経営しています。ここに、勤務医時代にはその存在すら知らなかった【お薬手帳】を患者さんごとにチェックしている自分がいます。

降圧剤を服用している患者さんには測定した血圧を記入し、高脂血症や糖尿病の患者さんは血液データと一緒に貼ると、治療の根拠や流れを理解してもらえると考えたのが始まりでした。アムロジピンが2.5mgから5mgになったら「アムロジピン5mgへ増量」と書きます。こちらの『処方の意思』が伝わり、薬局の先生から用量違いではないかと余計な心配をされなくて済みます。

胸部レントゲン検査や心電図の所見も書きます。さらに、内視鏡検査や超音波検査、院外のCT・MRI検査、なんでも貼ります。インフルエンザ予防接種の済証や特定健診の報告書も貼っています。常日頃の診療情報を持たせておけば、時間外や休日に他院を受診された時、先方に患者さんの情報を提供できると思ったからです。

例えば【お薬手帳】に整形外科から鎮痛剤の処方があれば、部位や診断名を聞き出して簡単に記入します。そうすると『かかりつけ医』として他科の治療内容を把握する習慣がつきます。

結果、患者さんに、いつどんな検査を受け、診断はどうで、治療後の経過はどうか、一冊に一連の記録として残すことができます。言い換えれば、薬歴の【お薬手帳】に診療情報を加え

ると『医療の起承転結』が完成し、【お薬手帳】が【健康管理手帳】へ変わることになります。

患者さんは受診の際の持ち忘れがなくなり、他院受診時はもちろん、旅行先にも持参されるようになります。また、お母さんやお嫁さんは、わが子や認知症のお姑さんの状況を記入されるようになり、双方向の情報共有ツールとなります。

ところで、県内では『佐賀県診療情報地域連携システム(PICA-PICA-LINK)』が運用され、クラウド運用の『地域包括ケアシステム』も準備中と聞きます。折りしも国全体では『マイナンバー制度』が始まり、2020年には医療情報も『医療等ID』に統合・管理されることになっています。情報のICT化は一見便利なように思えますが、情報漏洩のリスクや閲覧場所や末端機器を選べないなど、不便な側面もあります。また、患者・利用者さん本人が、共有されている情報をいつでも自由に確認できないのは如何なものでしょう。

一方、【お薬手帳】は患者さん個人の所有物であり、いつでもどこでも見ることができ、誰に見せるかもその都度、本人が主体的に判断できます。時代に逆行しているようで、案外、アナログなものにアドバンテージがあるようを感じます。近年、スマートフォンのアプリとして多数の電子版【お薬手帳】が出ており、厚労省はその標準化を進めているそうです。これは自己責任型で携帯性にも優れており、薬局の大衆薬、健康食品やサプリメントもQRコード等で簡単に記録できるようになれば、若い世代から

広がっていくと思います。

最後に、佐賀県薬剤師会発行の【お薬手帳】は保険証や診察カードを入れるカバーが付いているので便利です。しかし、同じ表紙であるがゆえ、他の患者さんの手帳と取り間違えやすく、当院では【お薬手帳＆健康管理手帳】として、色柄の違う動物やお花、キャラクターの表紙を準備しています。これで、ご高齢の患者さんも「私の手帳は黄色のゾウさん」などと区別でき

るようになります。

これまで、医師やナースが【お薬手帳】に記入、貼付しても当院の点数（収入）は増えず、日々の外来をさらに忙しくするだけでした。ところが、昨年4月より『24時間対応薬局』さんと手を組み、やってきたそのまで『地域包括診療加算』20点を算定できるようになりました。わずかな点数ですが、今後の『かかりつけ医』の方向性を国が示してくれたような気がします。

小児救急医療電話相談事業の実施について（お知らせ）

佐賀県では、関係機関の協力を得て、当面、試験的事業として、標記事業を下記の通り実施しています。会員各位におかれましては、同事業の趣旨をご理解頂きますとともに、引き続き、本県小児救急医療体制の整備・充実にご協力下さいますようお願いいたします。

記

1. 実施主体 佐賀県救急医療協議会（県からの委託事業として実施）
2. 受付時間帯 毎日19:00～23:00
3. 受付電話番号 プッシュ回線で「#8000」（携帯電話からも利用可能）

※ただし、プッシュ回線以外の固定電話や市外局番が「0942」「092」の地域は「0952-24-2200」

※県内の市外局番が「0942」「092」の地域又は県外において、携帯電話から「#8000」を利用する場合は、県外の相談窓口へ転送されますが、都道府県や地域によって整備・対応状況が異なるため、場合によっては利用できない可能性もあります。
4. 対象者 佐賀県内に居住する概ね15歳未満の子どもの保護者等
5. 実施方法
 - (1) 上記時間帯において、子どもがケガや急病になって対処に戸惑われているご家族等からの相談を受け付ける電話を1回線設置する。
 - (2) この電話は、相談対応にご協力頂ける医療機関に転送され、当該医療機関のスタッフが、相談者から症状や経緯を聞き取り、家庭でできる応急的な対処方法や医療機関への受診の要否などをアドバイスする。
 - (3) この相談対応については、当面、佐賀大学医学部附属病院に窓口を設け、救急医療の専門スタッフ（救急専門医や看護師等）を擁する救急部を中心となって対応頂く。